

米国における銀行破綻と銀行整理

－ 1920－30年代のネブラスカ州を事例に－

黒羽 雅子

State Bank Failures and Reorganizations in Nebraska before the Great Depression

KUROHANE Masako

Abstract

This paper treats the history of the receivership and reorganization of state banks in Nebraska from 1850s to the early 1930s. From 1911 to 1930, Nebraska had the Depositors Guaranty Fund System to liquidate failed banks. After 1920 it saw substantial number of bank failures. People in the community tried to avoid being a bank-less town or village. This led to have the state government apply the several kinds of bank reorganization methods mainly between 1929 and 1933. Bank reorganizations during this period were primarily carried on with the help of the depositors under the term of a statute passed by the legislature on April 30, 1929. I will show the reorganization processes by using the first hand materials collected in the Nebraska State Historical Society Archives and the meanings of the state bank resolution experiences.

キーワード：米国、州法預金保険制度、銀行破綻、銀行再建整理、ネブラスカ州

key words: bank failures, reorganization of banks, state owned bank insurance, State of Nebraska

第1章 はじめに－問題の所在と研究史－

第2章 ネブラスカ州における銀行整理手法の発展

第3章 ネブラスカ州預金者保証基金制度下の銀行監督および銀行整理の体制

第4章 ネブラスカ州における銀行整理の実際

第5章 終わりに

第1章 はじめに－問題の所在と研究史－

杉山（2001）は、昭和金融恐慌後の休業銀行整理の政策過程を考察するなかで、「アメリカではレシーバーシップに基づいて銀行整理が実施され、さらに1933（昭和8）年の銀行恐慌後には破産法が改正され、コーポレート・リオーガニゼーションの法制度が設けられ、銀行救済－信用秩序の回復に効果をあげたと言われる」¹⁾とアメリカ合衆国（以下「米国」）の倒産法制と銀行整理政策について言及し、日本における倒産法制と銀行

整理に関する研究が不十分な状態にあるとしている。ここで杉山（2001）の言及しているのは、1933年と1935年の銀行法のことである。

1921年から33年にかけて、米国は未曾有の銀行破綻を経験した。この間、全米の商業銀行数は約2万9,800行から約1万4,400行となり、半数以上が消滅した。とりわけ1929年から1933年の4年間には、国法および州法銀行あわせて8,812行が破綻するという激しい金融危機に見舞われた。²⁾大恐慌期の信用途絶を招いた銀行恐慌に対

山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科

Department of Glocal Policy Administration, Faculty of Glocal Policy Management and Communications,
Yamanashi Prefectural University

処するために策定されたのが1933年銀行法である。同法の連邦準備法部分にSec.12Bが加えられ、連邦預金保険公社が創設された。これには預金保険制度による破綻銀行の整理方法が盛り込まれたが、³⁾ その手法のひとつが前述のリオーガニゼーションである。それによれば、預金保険加入銀行が支払停止となった場合、当該銀行の資産および債務を継承する国法銀行を新立し、これを通じて清算を進めるとともに、閉鎖銀行を新銀行として再建するか、他銀行へ営業譲渡して継承するというものである。清算 (liquidation) 中心の整理が規定されていたこれまでの銀行法の内容を大きく変えるものであった。⁴⁾

1933年銀行法に盛り込まれたこれらの手法の多くは、いくつかの州法銀行制度のもとですでに実施されてきたものであり、連邦がそれらの経験を下敷きに、預金保険とそれを使った破綻銀行整理の仕組みを作ったとする見方もある。⁵⁾ 国法銀行制度による銀行整理の発展については、詳細な研究があるが、⁶⁾ 州法制度下の銀行整理が具体的にどのように行われ、そこからどのような教訓を得たのかについては不明の点も多い。州法制度の経験のすべてを解明することは力に余るが、本稿では、連邦預金保険制度下の銀行整理への発展の道筋を解明するための事例として、ネブラスカ州を取り上げ、個別銀行の検査報告及び整理過程を辿れる補足資料などを通じた実態の解明を試みた。

米国銀行法に盛り込まれている州および連邦の銀行整理に関する規定は、州および連邦それぞれの倒産法が基礎となっている。米国倒産法に関する法律学からの著書・論文は米国においてはもとより日本においても多数存在する。⁷⁾ ただ、倒産法制と銀行整理手法の発展に関する研究については、必ずしも十分とは言えない状況である。⁸⁾ とりわけ米国の銀行整理と倒産法令との関係について述べられたものの多くは、1934年連邦預金保険公社の成立以降の整理手法の発展を対象としたものがほとんどで、⁹⁾ 連邦預金保険公社¹⁰⁾ 成立以前の銀行破綻処理の実際については十分な分析がなされていないというのが現状である。¹¹⁾ こうした事情からも、本稿では、休業銀行整理手法の進

展と議論をネブラスカ州の取り組みの歴史を事例として考察し、連邦預金保険法の銀行整理手法に何が引き継がれ、何が引き継がれなかったのかを明らかにする道筋をつけたい。

ネブラスカ州は、20世紀初頭、連邦預金保険公社の設立以前に、州レベルでの銀行預金保険制度を採用した8つの州の1つである。8つの州とはオクラホマ、カンザス、テキサス、ネブラスカ、ミシシッピ、サウス・ダコタ、ワシントン、ノース・ダコタの各州であるが、これらの州法預金保険制度の、成立事情および制度運営に関しては、同時代の研究蓄積の他に連邦預金保険公社による詳細な研究がある¹²⁾ ので、そちらを参照されたい。ネブラスカ州預金者保証制度 (Depositors Guaranty Fund) は1911年より1930年の間存続した制度であるが、その間、1920年代の農業不況の中で多数の銀行破綻が発生し、それらの整理を経験してきた。預金保険制度下での銀行整理という点では、さまざまな問題を抱えながらも、連邦より20年以上早くからその経験を積み重ねてきたと言える。ネブラスカ州は、上記の8つの預金保険導入州の中で、最も長期にわたって同制度が存続した。この点がネブラスカに注目する第1の理由である。ネブラスカ州を取り上げる第2の理由は、休業銀行整理関連資料¹³⁾ の保存状態が良いため破綻処理の実際を辿る点で利点が多く、特に、清算・再建関連の個別銀行検査資料が充実しているという点である。行論は、ネブラスカ州立歴史協会所蔵政府文書 (Government Records of Nebraska State Historical Society Archives) に基づきすすめていくことにする。

第2章 ネブラスカ州における銀行整理手法の発展

米国に導入されたレシーバーシップの制度は、英国法を起源としており、植民地時代のニュー・イングランド地方では、すでにこれに類似した司法手続きが実践されていたとされる。英国では、コモンローに含まれない事項に関して衡平法裁判所を設けて破産や支払不能に関する手続き等を行うというやり方がとられていたが、植民地においても同様の仕組みが採用されていた。ただし、英

国1706年破産法が、破産の実態を審理する破産監督機関と債務者財産の管理処分を実施する管財機関とを分離していたのに対して、13の植民地においては、両機関の採用に関してはまちまちであった。¹⁴⁾

北アメリカ植民地が1776年に独立を宣言すると、1787年には合衆国憲法が制定され、その第1条8節4項に「倒産の分野における全国的な統一法の制定」が盛り込まれた。それに続く1世紀余りの間、連邦法の中に破産法を盛り込む試みが続いたが、継続的施行は実現せず、恒久的な連邦破産法は1898年になって初めて制定されたのである。¹⁵⁾

準州法時代

ネブラスカ州は1854年に準州として合衆国に組み入れられ、同時に立法のための議会活動を開始した。その比較的早い段階で、銀行設立に関する法律制定の議論が始まっている。¹⁶⁾ 1863年の国法銀行法成立以前、米国における銀行は州法免許によって設立されたものか個人銀行かのいずれかであった。当時の州法銀行は銀行券の発行が最も重要な業務であり、発券がもたらす利益は銀行設立の主要な動機であった。ネブラスカ準州のような貨幣的交換手段 (medium of exchange) や資本蓄積が欠乏する地域においては、銀行設立による流通手段の創造以外、人々は経済発展への手段をほとんど持たなかった。1854年法はネブラスカ準州における銀行の設立を可能にしたが、同時に管財人による問題銀行の整理に関する規定も盛り込まれた。¹⁷⁾ この時代の銀行設立は、州議会で1件ごとに免許法 (charter) を成立させる必要があった。1854年法下で最初に設立された5つの銀行はその資本金額の合計が5万ドルであったが、発行を予定した銀行券を払込予定額に組み入れるという手法で、いずれの銀行の設立者たちも1セントの準備も必要としなかったという。¹⁸⁾ 準州当局がその経営の健全性にまで踏み込むような規制もないまま、1857年までに7行が設立されたが、この年発生した恐慌によりそれらすべてが破たんしている。¹⁹⁾ 準州法には、債務超過の会社

に配置される管財人の任命、任務、権限が規定されていて、それらはすべて裁判所の管轄下にあった。ネブラスカ準州を創設した合衆国基本法では、最高裁判所または地方裁判所のいずれかが管財人の任命を行うとしているが、ネブラスカ準州法にも同様の規定が盛り込まれた。また、管財人の任命が困難な場合には、郡保安官がこの役割を担うこととされ、この場合も裁判所により任命された。²⁰⁾ 1857年法では、最高裁判所判事が不在の時、郡裁判所が管財人を任命できるよう改訂が加えられたが、²¹⁾ 同規定は1865年法で廃止された。

州法時代 (1867～1908年)

1867年、ネブラスカは合衆国の州として認められ、準州法はネブラスカ州法となった。1877年法では銀行に関する特別規定が加わり、州会計検査官への年次報告が義務付けられた。その後しばらくの間、同州の銀行法に新しい改訂が加わることがなかったが、1889年により厳格な規制を備えた銀行法が成立した。従来報告のみであったものが、州当局による銀行検査を実施することが新たに規定されたのである。一方、管財人に関する規定には何らの変更も加えられなかった。²²⁾

州銀行法に大きな改訂が加わったのは、1895年銀行法においてである。1873年以来、米国は10年ごとの恐慌を経験したが、ネブラスカ州においても1890年代には銀行破綻の急増を経験することとなった。表1はネブラスカ州法銀行の閉鎖数の推移を示したものである。これをみると、1871年以来1889年までは毎年1件の閉鎖銀行が出ていたが、1890年代の初めにはその数が急増していることが見て取れる。1895年法改訂の主な内容は、管財人の任命権を当該銀行所在の郡裁判所 (County Court) のものとしたこと、管財人は検査官が支払不能 (insolvency) を州銀行委員会に報告するまで任命しないこと、管財人による不良資産の積算、財産の処分、債権者への支払い等の業務はすべて裁判所の管轄下で実施することなどである。また、管財人が司法手続きを実施する場合の弁護士の委嘱が可能となるとともに、これまで最高裁判所 (Supreme Court) によって

任命された現任のすべての管財人は地方裁判所 (District Court) に移管されることとなった。その結果『第4回銀行委員会年次報告1895年』からは、支払不能銀行およびその管財人配置等に関する記述が加わるようになった。それによれば、1895年中に46行が営業を停止したが、そのうちの支払不能16行に管財人が配置され、1895年銀行法の第35条に基づいて、預金者に対して債券が発行され、実際の支払いまでの預金利子相当額を支払うことが保証された。しかしながら、債権者等からは管財人の権限が弱い点に対する不満が表明されていたという。²³⁾

州銀行法へのさらなる変更が次に加えられたのが1899年である。1899年以前は、管財人の支出に関しては、裁判所の指揮に従うものとされていたが、資産の処分等により得られた現金の一定割合を管財費用として利用できることとなり、機動的な支出への対応が可能になった。ついで、1901年には、支払不能銀行所在の地方裁判所の

指名する管財人は、当該地域居住者であることとされた。さらに、管財人報告書については、州通商部 (Department of Trade and Commerce) の求めがある場合にはいつでも提出しなくてはならなくなった。²⁴⁾

預金者保証制度の導入

1909年銀行法²⁵⁾はネブラスカ州銀行史中で最も重要なもののひとつである。この年ついに、州法銀行を加入者とする預金保険制度が同州銀行法に盛り込まれたのである。管財人関係の改訂では、新たに管財人給与の上限と下限が定められるとともに、事務員の雇用および弁護士委嘱の費用も認められることになった。また、管財人は州銀行委員会に対して管財人報告書を毎月提出することが義務付けられた。とはいえそれは、1911年法²⁶⁾で、四半期報告に変更されている。

1920年の改訂²⁷⁾は、これまでの裁判所主導のレシーバーシップに対する管轄権限を州通商部長官のもとに集めることになった。この改訂により、裁判所の任命する管財人は、州通商部長官とされ、通商部主導での管財人の指名および解任が可能になるとともに、銀行整理への直接的な関与も可能となり、州銀行当局による銀行整理政策実施の主体性を確保する体制が整えられた。1911年銀行法までのレシーバーシップ関連の改訂は、裁判所の強い指揮下にあった銀行整理手続きに対して、州銀行当局の考え方の反映や影響力が徐々に強化されていく過程だと考えられる。だが、州銀行当局主導の銀行整理政策の遂行を真に実現するには、1923年の改訂を待たねばならなかった。

1920年代以降、ネブラスカ州では第1次大戦後の農業恐慌や米国経済不況などの影響を受け、多数の銀行破綻が生じた。1909年に成立した預金者保証基金 (Depositors Guaranty Fund) も1920年までは余裕を持った運営が実現していたが、1921年以降の破綻銀行数の引き続き増加で、基金の運営もこれまで通りとはいかなくなっていた。1923年法とネブラスカ州預金者保証基金制度下の銀行整理の体制については章を改めて明らかにしたい。

表1 ネブラスカ閉鎖州法銀行数の推移

年	閉鎖銀行数	年	閉鎖銀行数	年	閉鎖銀行数
1857	7	1892	7	1921	25
1858~70	0	1893	0	1922	22
1871	1	1894	1	1923	22
1872~73	0	1895	0	1924	20
1874	1	1896	1	1925	37
1875~78	0	1897	0	1926	69
1879	1	1898	1	1927	49
1880~83	0	1899	0	1928	80
1884	1	1900	1	1929	45
1885	0	1901~13	0	1930	40
1886	1	1914	1	1931	88
1887~88	0	1915	0	1932	39
1889	1	1916	1	1933	33
1890	0	1917~19	0		
1891	8	1920	4	合計	607

資料 : *Annual Report of the Comptroller of the Currency*, 各年版

第3章 ネブラスカ州預金者保証基金制度下の銀行監督および銀行整理の体制

初期の預金者保証制度

先にも述べたように、ネブラスカ州預金者保証法 (Depositors' Guaranty Law)²⁸⁾ が成立したのは1909年のことだが、違憲訴訟の解決に2年を費やし、その発効は1911年まで待たなければならなかった。預金者保証基金 (Depositors Guaranty Fund) は強制加入の各州法銀行から半年に1回ずつ、預金の一定割合が保険料として徴収され、それを預金額の1.5%に達するまで積み立てて基金化する仕組みである。その基金は各銀行の金庫に他の銀行資産とは分けて保管されるというもので、各行の保管状況は、年2回の銀行検査により州銀行委員会に報告され、各行への賦課額は銀行ごとに基金徴収簿 (Guaranty Fund Assessment) に記入された。

表1に見るように、1919年ごろまでは、破綻銀行数もごく少数で、基金による破綻銀行預金者への全額支払いはスムーズであった。1919年には、州銀行委員会に代わって州通商部が設置され、銀行規制を含む州内通商全般を管轄するとともに、預金者保証基金制度は同局の中に移管された。²⁹⁾

保証基金委員会の設置と銀行検査・管財人制度の発展

1920年代に入ると、基金が保証すべき破綻銀行預金の額も膨らみ、これまでのようなスムーズな預金者への支払いの実施は困難になってきた。管財人による十全な調査がないままの預金者支払いも横行したため、1923年には保証基金委員会 (Guarantee Fund Commission: 7名の委員、うち議長は通商部長官) が設置され、管財人による銀行整理のより厳格な実施を求める体制が整えられた。³⁰⁾ また、1923年以降の新たなレシーバーシップには、管財人証書 (Receiver's Certificate)³¹⁾ の発行が認められ、清算手続き執行上必要な資金の調達できるようになった。

ネブラスカ州銀行法では、その成立の初めから、州銀行当局が各州法銀行による年4～2回の営業報告書の提出と検査官による銀行検査 (通常

年2回) の実施が課されていた。支払不能いし重大な法令違反が発見された場合には、当該銀行は直ちに州銀行当局の管理下におかれ十全な検査の後、裁判所を通じて管財人が指名された。³²⁾

1899年以降の制度では、支払不能の報告は州銀行当局から、司法長官に報告され、司法長官は銀行所在の郡裁判所に管財人の任命を申請することになっていた。郡裁判所の判事が不在の場合は、州最高裁判所の判事がこれを行った。このレシーバーシップは郡裁判所が管轄した。

管財人が配置された銀行の預金者には、ただちに支払いが実施された。預金者支払いに必要な金額は管財人を指名した郡裁判所が裁定する。その資金は州銀行委員会、後には通商部が保証基金加盟銀行から徴収し、預金者支払いのために破綻銀行の管財人に渡される。1923年の法改正で、預金証書保持者はその満期日まで支払われないことになった (以前は支払っていた)。³³⁾

支払不能銀行の株主の場合、銀行検査官ないし管財人が配置されている一定期間、銀行の債務、資本金、支払い準備の立て直しを許されていて、預金者支払いに支出された保証基金から支出額を借入金として返済すれば、銀行の営業再開の許可を州通商部に申請することができることとなった。³⁴⁾

銀行清算手法の発展

1923年銀行法改正で、銀行役員、株主、つまり当該銀行の所有者は通商部に対して、当該銀行の債務弁済に必要な金額の債券を供託することとなり、それを銀行の清算に利用できるようになった。³⁵⁾ 株主らには破綻時にはすでに銀行株主の二重責任の支払い義務³⁶⁾ を履行する余力が残っていない場合がほとんどであった。³⁷⁾ この供託債券が二重責任の徴求の一部を代替する効果もあった。

1923年改正では、新たな銀行閉鎖の手法が付け加えられている。できるだけ早期に営業を再開させ、営業銀行数を維持するためのものである。その手法の第1が、管財人による銀行の全資産の新株主への売却である。これには保証基金委員会の承認と裁判所の許可が必要であったが、これにより、管財人は清算の結果生じた欠損を埋め

るための資金を保証基金から引き出すことが可能になった。この手続きは、法律に抵触する債務³⁸⁾のない株主の過半数が、1年以内に当該銀行の健全化を図る旨を裁判所に訴えれば停止される。1925年以降、この方法で、新株主に資産を売却することができるようになり、保証基金による損失への補てんをしないで済むようになった。さらに、再建した銀行は州通商部の承認した金額での受取手形として、管財人証書を保有することが認められた。

閉鎖銀行整理の第2の方法は、州通商部が当該銀行を管理下に置いたのちに、この銀行を継続銀行 (going bank) として保証基金委員会に経営を移転するというものである。その場合、当該銀行の株主の過半数の同意が必要である。³⁹⁾

1923年法には保証基金委員会の手で再開が果たせなかった閉鎖銀行の清算についても規定が加えられた。この規定によると、州通商部が司法長官に対して、郡裁判所に通商部が当該銀行を管理下に置き、その事業を清算するよう命じてもらい、その後、保証基金委員会の指名した管財人により清算が実施される。レシーバーシップの監督は引き続き、郡裁判所が行うこととされた。⁴⁰⁾

1923年法には、より効率的な清算を促進する規定がくわえられた。通商部の申請により、当該銀行の清算に法的責任を持つ郡裁判所が、通商部の入札許可がある場合には、すべてあるいは部分的な資産の売却ができることとなった。通商部自身が、最高額入札者であった場合、銀行の資産は、清算のために保証基金委員会に移管され、その売却益は、預金者支払いを先に実施していた預金者保証基金への返済に使われる。

この手続きは、さまざまな閉鎖銀行に配置された清算代理人がすべての資産が処理されるまでの維持管理の手間を削減し、保証基金委員会がこれらの閉鎖銀行の資産の処理過程を統合することを可能にした。⁴¹⁾

銀行家保全基金 (Bankers Conservation Fund)

1923年銀行法改正は、銀行家保全基金を創設した。同基金は、銀行の営業停止の予防と、預金

者保証基金の保全をはかることを目的に設立された。保全基金への拠出金割合は、いずれかの年の1年間の日額平均預金残高の4分の1パーセントを超えないものとされ、基金の総残高は日額平均預金残高の3分の1パーセントを最高額とするとされた。銀行家保全基金は保証基金委員会の運営する整理中の銀行の閉鎖を回避するための預金として使用された。

この基金は、返済または償却されるまで、資産として帳簿に維持された。委員会により運営されている銀行が管財人の管理下に入ると、銀行家保全基金からの預金は他の預金と同等の先取権を与えられた。⁴²⁾

事務管理費用

当初の預金者保証法では、整理費用に関する規定がなかった。そのような費用は、州銀行委員会によって執行される予算の一部に位置づけられ、一般財源から支出された。他方、営業中の銀行は、銀行検査のたびにその費用に見合う額を徴求されていた。⁴³⁾

1923年に保証基金委員会が創設された時、運営基金の制度が設けられた。その額は1年間に1万5千ドルを超えないものとされ、すべての州法銀行は、前の半期の決算の時点での日額平均預金残高を算定の基礎として、割り当て金が徴求された。この運営基金への割り当て金は、州通商部長官によって銀行からの手形で集められ、保証基金委員会事務局に移管された。

閉鎖された銀行の整理費用すなわちレシーバーシップの費用は、銀行委員会または通商部によって徴求された。その費用の下限と上限は法律に定められていた。⁴⁴⁾

保証基金加盟銀行の監督と規制

ネブラスカ州銀行法は、その成立から1918年まで、銀行及び銀行業務の監督および規制は、州銀行委員会 (Banking Board) にゆだねていた。⁴⁵⁾ 同委員会は知事が当て職の委員長、州会計検査官、司法長官を含めた3名がその固定のメンバーとなる。知事はそれ以外の銀行委員会メンバーを指名

することになっているが、その人物は少なくとも3年以上の銀行業務経験者とされた。適合銀行検査官は、同様に3年の銀行業務経験を要した。検査官が当該銀行と個人的な利害関係にある場合は、検査業務に付けず、当該銀行で過去1年以内に役員または雇員として業務についていた場合も同様であった。

1919年、銀行監督権限は州通商部に移管された。知事による長官の指名は上院議員の助言と同意が必要とされた。⁴⁶⁾ 営業中の銀行の検査と監督は、1929年に銀行局長が創設されるまでは、通商部長官の職務であった。

保証基金委員会は1923年に創設され⁴⁷⁾ 1929年に廃止⁴⁸⁾ されたが、営業中の銀行に対しては、検査監督等についてなんらの関与もしなかった。保証基金委員会の職務は、営業停止をした銀行を取り扱うことに限定されていたが、その中には保証基金からの支出や管財人が配置された破綻銀行の資産を清算する業務が含まれていた。

預金保険が採用された時点の州銀行委員会の権限は、おもに銀行検査に関連するものと管財人の指名を申請することであった。年2回の通常の実地検査に加えて、追加的な検査の可能性も示唆された。検査費用は、銀行法で指定されており、1回の検査が15－50ドルの範囲で、州の一般会計に納付された。しかし、2回を超えて検査費用を求められることはない⁴⁹⁾ とされた。

1919年と1921年に検査費は値上げされた。1921年の最低額は25ドル最高額は125ドルで、これに500万ドルを超える銀行資産を持つ銀行では、500万ドル超の1千ドルごとに1セントが追加された。⁵⁰⁾

州銀行委員会のちには通商部の許可がなければ銀行は開業できないが、委員会（通商部）は、銀行が法律の規定に則って設立を申請した場合はその免許を発行しなければならない。また、支払不能となった後、資本や預金準備の毀損を回復した銀行に対しても開業の許可を与えなければならないとされた。しかしながら、問題のある資産や、職員、雇員、役員を除去したり、解任したりする命令権は与えられていなかった。

銀行の執行役員（executive officer）は、通商部による許可を受ける必要があった。そうした役員は良き道徳心を持った人物で、誠実で、ビジネス経験があり、責任感があり、健全銀行原則に則って銀行を運営できる人物である必要があった。銀行役員には、この規定が発効した時点で、3か月間の免許が与えられたが、通商部が免許を取り消す場合もあった。⁵¹⁾

預金者保証基金の廃止

預金者保証制度が導入されていた前半の時期である1911～1919年の間、銀行破綻は2件だけであった。表1で見たように、1920年には4行が破綻した。1921年以降に同州を襲った農業恐慌の影響で、銀行破綻は増加し、1921－22年には25行が破綻した。そうして、1927年の終わりまでに155行が支払不能（insolvent）となり、保証基金委員会の管理下に移管され、管財人が配置された。1923年に最高保険料率が削減されて以降、保証基金からの支出には管財人証書による借入手続きが必要とされるようになった。さらに、1927年までにはその管財人証書の販売も進まなくなり、保証基金委員会による銀行整理は困難を極めた。同証書には保証基金委員会の保証が付いていたのだが、保証基金の債務超過が予想される中買い手が見つからなくなり、ついにその発行が停止された。⁵²⁾

保証基金の財務状況が悪化するなか、加盟銀行のこのシステムに対する態度が急速に変わり始めた。1920年以前には、保証基金の存在を預金者の安心感を得るための宣伝に大いに利用していたのが、基金の財務危機を知るに及んで、この法律の廃止と違憲を主張するようになったのである。⁵³⁾

1928年12月15日、基金への特別保険料の徴収が命じられるや、銀行側から訴訟が起こされた。保証法は違憲であり、ネブラスカ州に預金者保証制度をもたらした1911年の裁判所の決定は、覆るべきだという主張であった。⁵⁴⁾

1929年4月、郡裁判所は保険料徴収を禁止する差し止め命令を下した。これにより、保証法は一時的に施行が停止され、州最高裁判所に控訴さ

れた。上訴審の判断は1929年に下され、銀行家の主張は退けられた。同法は合憲であり、一時差し止めは解除されることになった。銀行家側は、1931年初頭、連邦最高裁に上告し、裁判が継続することとなった。⁵⁵⁾

この間、さらに多数の銀行が破綻するなか保証法に新たな改訂が加えられ、保証基金委員会は1929年4月廃止された。さらに、同委員会が整理のために運営している銀行 (going bank) には、再建が可能または営業を開始しているものを除いて、清算に向け、委員会に代わって管財人が配置された。同時に、一つの法律が知事によって承認された。それは、1919年の初頭から通商部と銀行委員会および保証基金委員会及び管財人の実施されてきたすべての行為について徹底的な調査及び検査を実施し、議会に報告するという内容のものであった。次の月、州議会は預金保証法の廃止を決議したが、知事による承認は得られることがなかった。⁵⁶⁾

1930年、州議会は特別会で保証基金の扱いを取り上げた。議会には、知事より銀行調査報告書予稿が提出され報告された。これを受けて、1930年3月18日、州議会は今後の銀行破綻に対する保証基金法の適用を停止することを決議した。さらに、現在管財人等が配置されて、清算が進められている銀行預金者の基金に対する請求に対応するため、保証基金の残余と今後10年間徴収される1日当平均預金残高の5分の1パーセントからなる預金者最終整理基金が創設された。⁵⁷⁾

第4章 ネブラスカ州における銀行整理の実際

第1節 1929年銀行法

ここでは、ネブラスカ州の銀行整理手法のうち最後に登場した再建 (reorganization) について取り上げ、その実際を明らかにしていく。

まず、1929年ネブラスカ州銀行法では、州法銀行の監督権限は州通商部 (the Department of Trade and Commerce) にあり、通商部長官は銀行監督官 (Bank Commissioner) と検査官およびその補助者 (Bank Examiners and Helpers) を任命し、検査・監督にあたるとしている。⁵⁸⁾

銀行整理の対象となるのは、経営不振により「支払不能 (insolvent)」に陥るか、監督当局によって「支払不能銀行 (insolvent bank)」であると宣言されるかのどちらかの場合である。ここでいう「支払不能」とは債務超過の状態にある場合、法律に定める準備率を確保しなかった場合、および株主が州通商部の告知を受け取ったあと、一定期間内に資本の毀損を回復できなかった場合を指す。⁵⁹⁾ 州通商部が「支払不能」もしくは法律違反を認めた場合、当該銀行は「営業停止 (suspension)」ということになり、銀行の営業を全面的にか部分的にか停止しなければならない。⁶⁰⁾

銀行の整理は「清算 (liquidation)」か「再建 (reorganization)」かのどちらかによる。清算には「任意清算 (voluntary liquidation)」と「強制破産 (involuntary liquidation)」とがあり、任意清算の場合、清算はすべて株主の手によって行われ、その清算および支払の結果を州通商部が承認することによって最終的な清算の終了となる。強制破産は州通商部によって「支払不能」であるとされ、かつ株主が「支払可能 (solvent)」状態への回復を行う意思がない、あるいはその能力がない場合に行われる。その場合、管財人が任命され清算の任に当たる。「管財人 (receiver)」は裁判所の任命する公人で、州通商部が当該銀行の「財産管理 (receivership)」を委ねることになっている。⁶¹⁾

株主に対する二重責任条項 (double liability) は、国法銀行では1933年銀行法によって廃止されているが、ネブラスカ州の銀行株主二重責任条項が廃止されるのはずっと遅れて、州議会が二院制から一院制に変更となった翌年の1958年のことである。⁶²⁾ 同州では、銀行株主の二重責任は、長い間憲法の規定であった。1931年にはこの規定の適用をさらに徹底するために憲法の改正が行われているほどで、銀行制度上も重要な規定と認識されていたものと考えられる。それまでは、管財人がすべての清算を終えて集めるべき追徴金の額が確定し、それによってはじめて株主の二重責任を問えることになっていた。改正後は、破綻直後に追徴金を課すことができるようになった。以

前の規定では、追徴金を賦課する頃には責任の所在が曖昧になり、株主に責任逃れの機会を与えてしまうという不都合があったといわれている。⁶³⁾

1929年、破綻銀行の整理に関わる重要な改正が行われた。それまでは、支払不能銀行の損失が資本構成を上回っていなければ、株主の拠出金による再建が可能であるとされていた。この改正では、株主に加えて新たに預金者の協力による銀行再建の道が選択できるようになった。⁶⁴⁾ 85%以上の債権額を代表する預金者および無担保債権者が、自らの債権の一部を放棄して銀行ないし再建人と再建プランを作成し、これに州通商部が承認を与えると、再建プランに参加していない債権者もこのプランに拘束されるという規定が加わったのである。これは、数年来の銀行破綻数急増と、この破綻のうち上記の再建可能な要件を満たせない深刻なものが増加したことによって、コミュニティにおける金融機関のニーズを満たし得なくなったため、つまり信用途絶を回避するために出てきた方策である。この法律はプランに同意していない預金者・無担保債権者の憲法上の権利を侵しているという理由で何度か訴訟になったが、1933年に新しい法律ができてこれに取って代わるまで機能していた。⁶⁵⁾

1933年2月1日に成立した限定銀行業法 (the Limited Banking Act) は、業務停止となった銀行が支払能力を回復できるまでのあいだ部分的な営業を行えるようにしたものである。85%以上の預金者および無担保債権者が同意した再建プランにより再建を遂行しつつ、この法律に基づいて部分的に営業を再開できるというものである。許されるのは、旧勘定とは別立て (Trust Funds) で行われる、新預金の受け入れや払い戻しなどである。⁶⁵⁾ これは、ネブラスカ州の破綻銀行の多くが小さなコミュニティの唯一の銀行であり、これらが閉鎖されるとコミュニティにおける小切手や手形の流通が閉ざされてしまう、という事態に対処せんとした法律であった。またこれに加えて、1933年銀行休業法とよばれる緊急条項が成立した。州通商部長官が必要と認めるとき、一定期間、銀行の一斉休業を命ずる権限とその権

限の2年間の有効とを規定したものである。同法は2月1日に上院を通過していたが施行までには至らずにいた。1933年3月5日から3日間の銀行休業日を州知事が宣言したため、急遽3月9日発効となった。⁶⁷⁾

第2節 1929年銀行法下の銀行再建の実際⁶⁸⁾

ネブラスカ州銀行局年報に一度は支払不能と認定されその後再建がなされた銀行 (Banks which have reorganized during biennium) の項目が登場するのは1929年度から1935年度 (それぞれ隔年刊) の4回である。それを見ると、再建が完了した件数は、1929年度には19件、31年度には38件、33年度は17件、35年度は4件であった。1929年以前の銀行局年報に出てくる再建銀行の項目は、銀行検査で資本の毀損状態を指摘され、株主が直ちにこれに対応してそれを改善した場合である。多くは、減資や追加払込みが行われた。⁶⁹⁾ 1929年法下の銀行再建については、各行毎の整理関係資料が州立歴史協会に残されており、どのような手続きで再建が進められていったのかの概要がたどれる。⁷⁰⁾ 20世紀に入ると市町村または郡ごとに地元の新聞が発行されており、整理関係資料の情報の不足もある程度補うことができる。

さて、1929年銀行法およびそれに追加修正の加わった1931・33年銀行法の下で採用されうる州法銀行の再建手法は大きく3つのプランに分類できる。これらを分類する基準は株主の貢献度と銀行が破綻した事情に依拠して決まる。基本的には、債務超過の程度により再建手法が決まった。便宜上、これらをプラン1、プラン2、プラン3とする。

表2はそれぞれのプランの特徴を表にまとめたものである。プラン1は、1929～31年に最も多く採用された再建方法である。この手法で再建された銀行が破綻 (suspension) したのは1928年4月から1931年8月にかけてで、その平均再建期間は、最短15日、最長451日、平均111日であった。⁷¹⁾ プラン1は、旧株式および剰余金および未処分利益は全て消却され、新株主は新株および当面運営上必要と見込まれる剰余金相当額を払

い込むことになる。不良資産等は新銀行に移転され、預金者は預金切捨相当額でこの不良資産を購入する。預金者は、将来、この不良資産等の売却により切捨相当額が発生した損失を吸収するという、預金者にとって非常に負担の大きなプランである。実際、このプランでの預金切捨率（借入金等相殺後の無保証預金額に占める切捨預金額）は、最高100%となる場合もあるが、このプランでは、預金者は営業再開後直ちに切り捨てられずに残った預金を払い戻すことができる。再開後の銀行経営が預金者の信任を得ることができなければ、これが預金取付へと進み、預金準備が枯渇して再び支払不能に陥る可能性を残したプランである。

プラン2は損失が資本、剰余金、未処分利益金の合計をそれほど上回っていないときに利用される。このプランでは預金者の犠牲はプラン1ほど深刻ではない。銀行の営業再開に際して、預金者が払い戻す預金の額に制限を設けるといふ合意が取り付けられる。プラン1で起きたような取付的な払戻が発生しないように、預金の引き出し額に

制限を設けた訳である。預金の放棄は行われぬ。プラン3は損失が資本、剰余金の合計を大きく上回っていて、株主の力だけでは銀行を支払可能状態に復することができない場合にとられる。プラン1、プラン2のように資本の再編成が行われるが、預金者は預金の一定部分で新銀行が旧銀行の不良資産等を購入するという再建プランに合意する。その代償として、再建銀行に対する預金債権の放棄は少額にとどめる。この放棄された額は再建銀行からの配当金で全額償う。不良資産等は新銀行に移管され、健全資産と明確に区別できるように別勘定で保管しておく。不良資産等から再建銀行が受け取るすべての資金が未処分利益勘定に入れられる。配当宣言されれば、その金は預金者と無担保債権者の放棄された債権に対して支払われる。この場合、株主はすべての損失を吸収することになっている。

上の説明で使用した不良資産等という用語には換価不随意資産 (slow assets) と不良資産 (doubtful assets) が含まれている。銀行整理に

表2 再建プランの概要

	プラン1	プラン2	プラン3*
採用の条件	債務超過が深刻	債務超過が軽度	債務超過が深刻かつ株主に資本の欠損を回復する能力がない。
資本構成	すべて償却	すべて償却	すべて償却
新資本の払込	新株式および剰余金充当分	新資本の一部は株主の旧銀行預金で支払可能	新資本は現金および預金によって払い込まれる。破綻時の資本規模を上回る。
不良資産	新銀行へ移転	全額または部分的に切捨	新銀行へ移転
預金切捨	有	なし	有
預金切捨の代償および払戻制限	新銀行の不良資産を購入。営業再開後に無制限の預金払い戻し可。	営業再開後の預金払戻に制限有り。	預金切捨相当分と不良債権額とを相殺する。営業再開後の預金払戻制限有り。切捨額に相当する金額まで、再建銀行の株主の配当金より受け取るまたは新銀行預金として保持。
問題点	過大な預金者負担。預金者は不良資産処分に関わる全損失を負担する。	再建計画に同意しなかった預金者には、営業再開後に、株主の支出した特別基金より払い戻す。	当該コミュニティにとって不可欠であるとの住民の意思表示（主に預金者委員会の決議）が必要。

* この再建手法は1931年以降登場した方法である。

資料：Nebraska. State Archives Record. RG013 Nebraska. Department of Banking and Finance. SG8 Liquidation and Receiverships.

あたっては、まず破綻銀行保有の不良資産等の換金性を分類するところから始まる。分類されるべき資産から、最初に不動産を除外する。銀行は流れ込んだ不動産を5年以上保有することはできないので、銀行の土地建物など営業に不可欠のものを除いて、これがまず現金化される。この金は、預金者と無担保債権者のために使われる。⁷²⁾

州通商部の検査官手引きによれば、(Letters of Instruction to Examiners)⁷³⁾によれば、ネブラスカ州では貸付等の債権をクラスAからクラスEの5種類に分類していた。

クラスAに分類される貸付と割引手形は満期前に現金化が可能な自己精算貸付 (self-liquidating loan)⁷⁴⁾ である。優良債券や倉荷証券などもクラスA資産である。これには、優良の飼育場手形、商業手形が担保された貸付、条件付証書貸付、地方政府の支払指図書などが含まれている。

クラスB資産には十分な担保がつけられた貸付、返済期日に返済が可能なことを示す財務諸表付きの貸付が含まれている。クラスAとの違いは、クラスBの貸付は更新されたり、増額されたりしている (固定貸の要素を持つ) 点である。このクラスの借り手は通常高い信用格付けを持ち、優良な担保を提出したり、優良な財務諸表を添付したりしているが、不況期には銀行の資金繰りを悪化

させる傾向をもつ貸付である。

クラスCの貸付は分割払いで返済されるような資本貸付が含まれている。これらの貸付は平時には十分な安全性があると考えられるもので、借り手の返済を保証するための財務諸表が添付されている。この種の貸付に対する即時の全額回収は困難である。借り手は在庫を処分しないと返済できない商人であったり、農場の設備や家畜を売却しないと返済できない借地農であったりするからである。

クラスDの貸付は担保が不十分もしくは担保なしで貸し付けられた資本貸付である。これらの貸付はさらに2つのグループに分けられる。保証があり集金可能なものと集金不能なものである。

たとえば、プラン3の手法で再建を果たした Bank of Morse Bluffs, Morse Bluffs (設立1891年、閉鎖1932年1月5日、再開1932年8月4日) について見ると、表3のようになる。銀行検査報告書には、以下のような貸付債権の格付けの他、手形、担保等の格付けも記載されている。表3は、クラスD債権は、さらに回収可能なものとそうでないものが分類されて示されている。破綻前の1930年の時点では貸付債権の合計額は271,483ドル、そのうち17,992ドルが消却を要する貸付であった。1933年のものは再建後の貸付であるが、旧銀行貸付の未返済部分ないし売却未済部分の残

表3 Bank of Morse Bluffの貸付債権格付け

Class	合計金額 (単位ドル)	予想される損失	摘要
1930年2月11日			
A	24,781		
B	117,397		
C	83,631		
D	27,682		回収可能
D	12,192	12,192	消却
E	5,800	5,800	消却
Total	271,483	17,992	合計償却額
1933年1月24日			
B	4,186		再建後の貸付
E	2,301	2,301	再建後の貸付
D	10,868	n.a.	旧銀行貸付
D	36,493		旧銀行貸付
Total	53,849	2,301	合計償却額

資料：NSHS所蔵資料 (“Examination Reports,” RG13SG8S3 ReorganizationPapers Bank of Morse Bluff, Morse Bluff, Nebraska 1930 & 1933)

存および新貸付債権にも3分の1ほどの不良債権化が見込まれる貸付が発生してたことがわかる。

(1) プラン1による再建－ Arnold State Bank, Arnold, Nebraska⁷⁵⁾ の場合

Arnold State Bankは、1909年5月に設立され、1930年6月に破綻・閉鎖となった。Arnoldは州の中央部Custer Countyにあり、Loup Riverの

辺のvillageである。1930年当時の人口は889人(面積1.74km²)で、ネブラスカでは中規模のvillageである。⁷⁶⁾ 当地には他にSecurity State Bankがあり、2つの銀行は同じ月にはほぼ時を同じくして、破綻・閉鎖となった。Arnoldにはこの他に銀行がないため、住民にとっては、2つの銀行のどちらかの再建は不可欠と思えるものであった。2つの銀行の再建整理の方向性が決まり、

表4 プラン1による州法銀行の再建(4/30/1929 - 2/1/1933 抜粋)

単位:ドル

No.	銀行名	所在地 (city/town)	創立 月/日/年	営業停止 月/日/年	営業再開 月/日/年	再建 期間日	営業停止時		
							資本金	未処分利益・剰余金	総預金額
1	Abie State Bank	Ainsworth	9/ 7/1904	6/24/1929	8/10/1929	46	15,000	2,346	129,168
2	Citizens State Bank	Ainsworth	9/15/1903	2/20/1929	7/26/1929	156	25,000	6,735	201,554
3	State Bank of Alexandria	Alexandria	1/30/1884	9/ 1/1930	11/ 3/1930	273	20,000	14,159	359,972
4	Security State Bank	Arnold	9/19/1917	6/19/1930	9/15/1930	86	35,000	- 58	132,983
5	Arnold State Bank	Arnold	5/21/1909	6/16/1930	9/15/1930	89	50,000	16,008	282,244
6	First State Bank	Bertrand	1/12/1887	6/21/1929	10/ 9/1929	71	25,000	10,389	308,001
7	Nebraska State Bank	Bloomfield	2/ 2/1914	2/25/1929	5/ 8/1929	73	25,000	11,858	599,414
8	Farmers & Merchants	Bloomfield	8/30/1890	2/ 8/1929	8/10/1929	182	50,000	- 6,064	329,819
9	Brunswick State Bank	Brunswick	12/14/1915	8/22/1929	6/21/1930	299	24,000	982	219,237
10	Farmers State Bank	Cairo	8/31/1910	11/20/1929	2/ 6/1930	76	15,000	6,760	174,270
11	Cairo State Bank	Cairo	8/26/1902	11/20/1929	2/ 6/1930	76	16,000	8,883	148,029
12	Bank of Cedar Bluffs	Cedar Bluffs	3/18/1887	1/ 8/1930	3/10/1930	62	20,000	1,764	301,111
13	Center State Bank	Center	4/17/1902	10/20/1930	2/18/1931	118	10,000	7,883	115,003
14	Farmers State Bank	Clarks	6/26/1914	9/10/1929	10/28/1929	48	20,000	- 704	183,769
15	Citizens State Bank	Clearwater	3/15/1907	10/22/1929	5/24/1930	212	20,000	1,315	141,218
16	State Bank of Colon	Colon	5/23/1899	4/16/1930	7/30/1930	104	20,000	15,824	208,741
17	Farmers State Bank	Cozad	6/ 3/1915	5/20/1929	7/ 3/1929	43	50,000	18,280	639,710
18	Bank of Creighton	Creighton	12/21/1896	9/22/1930	12/24/1930	92	25,000	12,048	642,525
19	Bank of Eagle	Eagle	3/18/1905	10/11/1929	2/ 8/1930	117	20,000	4,701	220,991
20	Farmers & Merchants	Edison	7/ 7/1917	9/ 9/1929	10/21/1929	42	20,000	3,330	230,748
全43行中1行当たり平均						110.7	27,767	5,806	273,933

No.	銀行名	保証付預金 総額・ 相殺額(A)	無保証預金 総額	預金の帳簿 価格切下 総額(B)	預金切下率 (B/A)%	新銀行		旧資産	新資産
						資本金 (千ドル)	未処分利益・ 剰余金		
1	Abie State Bank	8,252.88	120,914.70	60,457.35	50	15	1,500.00	160,800.26	84,144.99
2	Citizens State Bank	11,502.49	190,051.24	190,051.24	100	25		241,566.96	54,000.00
3	State Bank of Alexandria	29,040.52	330,931.60	198,558.96	60	25	5,000.00	413,718.84	190,157.50
4	Security State Bank	11,976.34	121,006.20	108,905.58	90	85	5,000.00	586,070.43	179,616.40
5	Arnold State Bank	25,658.23	256,585.40	218,097.90	85	Consolidated with Security State Bank, Arnold			
6	First State Bank	22,119.43	285,881.90	214,411.43	75	25	5,000.00	394,136.80	126,823.15
7	Nebraska State Bank	45,921.69	553,492.97	137,837.30	25	25	19,399.05	670,977.24	456,241.36
8	Farmers & Merchants	19,033.72	301,785.30	165,981.92	55	50	9,419.42	384,093.30	188,881.89
9	Brunswick State Bank	14,237.19	205,000.00	143,500.00	70	25	2,500.00	250,118.81	101,706.54
10	Farmers State Bank	23,414.76	150,855.43	90,513.26	60	15		196,142.74	93,137.66
11	Cairo State Bank	18,638.59	129,389.91	90,572.94	70	16		182,110.22	63,589.22
12	Bank of Cedar Bluffs	24,039.48	277,071.90	166,243.14	60	20	5,000.00	339,219.93	145,283.06
13	Center State Bank	7,010.95	107,991.92	53,985.96	50	15	3,000.00	133,055.07	81,126.98
14	Farmers State Bank	792.69	182,769.26	173,107.70	40	20	5,000.00	225,211.17	153,898.69
15	Citizens State Bank	12,657.55	128,560.44	96,430.33	75	20	5,000.00	190,870.95	81,410.28
16	State Bank of Colon	21,528.97	187,211.70	112,327.02	60	20	10,000.00	264,429.40	117,606.27
17	Farmers State Bank	55,000.00	584,709.53	292,354.77	50	50	10,000.00	709,340.94	381,613.01
18	Bank of Creighton	10,568.55	631,656.90	315,828.45	50	25	10,000.00	680,484.73	391,607.16
19	Bank of Eagle	30,192.70	190,798.50	143,098.88	75	20	5,000.00	256,823.47	104,506.43
20	Farmers & Merchants	20,299.10	210,449.30	126,269.58	60	20	5,000.00	276,908.02	139,958.17
全43行中1行当たり平均		31,556.46	245,015.76	148,654.79	60	29	5,690.79	338,142.48	167,525.97

資料: Report of Department of Trade & Commerce, Nebraska 1931; Report of the Department of Banking, Nebraska, 1935-1937; Report of the Federal Reserve Committee on Branch, Group and Chain Banking December 31, 1930; RG013 Banking 568 Liquidations/ Receiverships BOX 1-23, Nebraska Department of Trade and Commerce documents held by Nebraska State Historical Society.

営業再開を果たしたのは、1930年9月15日で、Arnold State BankがSecurity State Bankに合併し、再建新銀行名はArnold State Bankとなった。

表4は1929年4月30日から1933年2月1日のあいだに、再建手続きを行った銀行群のうちプラン1によるもののうち所在地順に20行を示すとともに、このプランを実施した全43行の一行あたり平均を示したものである。また、表5はプラン2により再建した銀行群の財務諸表の推移である。⁷⁷⁾ これによると、営業停止時の一行当たりの資本金額は27,800ドル、預金額が273,933ドルというもので、資本金および預金総額はそれぞれすべて5万ドル以下、80万ドル以下という小規模の銀行である。

営業再開までに要した平均日数は111日、預金者の債務を相殺した後の担保付預金の平均額が31,556ドル、無担保の預金額の平均が245,016ドルであった。保証された預金は平均60%の簿価切り下げが行われている。再建された銀行は平均で、資本金28,690ドル、剰余金5,691ドル、総資産167,526ドルというものであった。旧銀行の総資産が338,142ドルであったから、資本金規模での変化はあまりなかったが、資産規模で約半分に圧縮されたことになる。

再建手続きの進め方を詳しくみるために、Arnold State Bankを事例としてとりあげる。⁷⁸⁾ 同行の再建は、旧Arnold State Bankの預金者委員会⁷⁹⁾が再建管財人(Trustee,⁸⁰⁾ Reorganizer)となり進められた。まず、新立Arnold State

表5 プラン2による州法銀行の再建

単位：ドル

No.	銀行名	所在地 (city/town)	創立 月/日/年	営業停止 月/日/年	営業再開 月/日/年	再建期 間 日	営業停止時		
							資本金 (千ドル)	未処分利 益・剰余金	総預金額
1	Dawson County Bank	Lexington	10/ 1/1916	7/10/1929	7/22/1929	12	50,000	10,000	652,233
2	Harrison State Bank	Harrison	12/ 8/1910	12/18/1929	1/18/1930	19	20,000	22,500	342,095
3	Citizens State Bank	Theford	8/ 1/1917	3/31/1930	5/ 7/1930	36	15,000	2,800	54,692
4	Battle Creek Valley	Battle Creek	9/10/1890	6/23/1930	7/ 2/1930	9	40,000	49,623	395,696
5	Roseland State Bank	Roseland	2/11/1904	10/ 3/1931	10/19/1931	16	0		
6	State Bank of Huntley	Huntley	3/ 8/1905	10/10/1931	11/16/1931	36	10,000	3,524	51,096
7	Farmers State Bank	Wallace	4/20/1918	8/16/1931	11/17/1931	91	0		
8	Clay County State	Edger	2/28/1903	10/22/1931	12/15/1931	53	25,000	5,000	215,651
9	State Bank of Edger	Edger		10/22/1931	12/15/1931	53	25,000	22,100	201,668
10	Security State Bank	Brohen Bow	5/31/1905	11/10/1930	12/23/1931	43	35,000	10,000	162,252
11	Bank of Miller	Miller	8/23/1890	11/18/1931	1/14/1932	56	25,000	15,907	94,408
12	Crqwford State Bank	Crowford	3/15/1927	10/17/1931	1/20/1932	93	30,000	21,609	202,762
13	Bloomington State Bank	Bloomington	4/16/1910	10/20/1931	1/28/1932	98	25,000	3,125	79,442
1行当たり平均						47.3	27,273	15,108	222,909

No.	銀行名	所在地 (city/town)	預金の払い戻し制限	新銀行		旧資産	新資産
				資本金 (千ドル)	未処分利 益・剰余金		
1	Dawson County Bank	Lexington		50,000	-	756,870.63	567,343.13
2	Harrison State Bank	Harrison	定期預金2年更新	20,000	10,000.00	399,232.12	358,530.00
3	Citizens State Bank	Theford		15,000	15,000.00	85,424.51	87,086.41
4	Battle Creek Valley	Battle Creek		40,000	3,582.81	640,119.72	554,638.28
5	Roseland State Bank	Roseland	-	-	-	-	-
6	State Bank of Huntley	Huntley	1月当=1%、 60日以内=8%	10,000	2,000.00	87,031.53	79,758.97
7	Farmers State Bank	Wallace	-	-	-	-	-
8	Clay County State	Edger	-	-	5,000.00	275,696.00	251,670.85
9	State Bank of Edger	Edger	60日以内=5%、 90日以降=2%	25,000	27,997.79	263,583.33	235,751.88
10	Security State Bank	Brohen Bow	30日以内=30%、 それ以降1月=1%	35,000		215,782.22	190,482.96
11	Bank of Miller	Miller	1月=2%	25,000	460.90	143,774.29	97,157.20
12	Crqwford State Bank	Crowford	1月=1%	30,000	10,492.68	319,345.58	249,104.38
13	Bloomington State Bank	Bloomington	1月=3%	25,000	2,510.44	140,927.30	102,171.10
1行当たり平均				27,273	8,560.51	302,526.11	252,154.11

資料：Nebraska. *Incorporation Files of the Office of Secretary of State*; RG013 Banking 568 *Liquidations/ Receiverships* BOX 1-23, Nebraska Department of Trade and Commerce documents held by Nebraska State Historical Society.

表6 諸勘定項目の推移

	再開時の諸勘定	再建整理終了時の諸勘定	左記終了時以降の諸勘定
資 産	1930年9月16日	1936年10月28日	1936年10月31日
現金	7,082.62		
預金項目	112.84	30.00	30.00
貸付	240,629.07		
口座貸越	3,648.96		
銀行建物	11,000.00		
家具什器	4,000.00		
その他不動産	22,254.00		
未払利息		1,677.17	
支払済利子		1,415.53	
支払済諸税		2,182.63	
再建管財人支出		14,389.88	
資本切捨		97,682.77	75,813.58
合 計	288,727.49	117,377.98	75,843.58
負 債			
支払手形	4,491.42		
預金	218,125.53	7,584.58	75,846.58
株主資本	50,000.00		
剰余金	10,000.00		
未処分利益	6,110.54		
受取利子		8,887.10	
不動産収入		6,935.23	
雑収入、回収金		2,234.31	
株主勘定回収金		23,477.76	
合 計	288,727.49	117,377.98	75,846,358.00

資料：“Final Report of Trusteeship of Old Arnold State Bank, Arnold, Nebr. ”RG13SG8S3B9 Reorganization Papers Arnold State Bank 1930-36.

Bankによる営業再開の1930年9月までに、旧銀行の不良債権を除いた残存資産を選び新銀行に移した。それを預金債権の15%相当額とし、新銀行に移したうえで、旧銀行の預金者への支払が行われた。

預金者らは、85%に相当する額の残存預金債権および旧銀行残存資産を放棄ないし切捨てる合意書に署名し、預金者委員会に再建を委ねた。表6は同委員会が1936年10月に作成した最終報告書より取り出したものである。表5の推移の内容をまとめたものが表7の期間の収支である。収入項目で最も金額の大きいのは、貸付金、不動産等からの回収、次に回収利息で、これが支出の切捨て預金保有者への配当支払いの主な原資となる。

預金者委員会及び再建管財人の説明によると、

彼らの預金等債権処理は困難もあったが、まずまず良好に終了したようだ。結果は、預金額100ドルにつき、15ドルが新銀行によって預金者に支払われた。これが、85%預金切捨ての残存部分に相当する。残りの85ドルであるが、この部分は再建管財人の管理下に置かれ、そのうちの10%を2回、5%を6回、7%を1回、6.9%を1回というように分割して預金者に配当し、その合計は85ドルのうちの63.9%すなわち54.315ドルになった。したがって、預金者は当初支払われた15%と合わせて、預金等債権のうち合計69.315%の支払を受けたということになる。

表7に出てくる株主勘定という項目について説明すると、再建決定の法的な条件となる85%の預金者が再建計画と預金額の切捨てに合意し、す

表7 再建整理期間中の収支
(1930/9/16-1936/10/28)

受取勘定(単位ドル)	
現金	7,082.62
口座貸越回収	271.34
預金項目回収	86.90
什器売却	189.36
銀行建物等売却	4,500.00
その他不動産売却	7,574.37
回収利息	8,887.10
賃貸料回収	6,935.23
その他利潤および回収	2,234.31
貸付金、不動産等からの回収	114,384.93
株主勘定からの回収	23,477.76
合計	175,623.92
支払勘定	
支払手形	4,491.42
受取利子	1,677.17
新銀行への支払	13,808.30
支払手形および不動産への利息支払い	1,415.53
切捨て預金保有者への配当支払い	137,658.99
新給与及び支出	14,389.88
諸税支払	2,182.63
合計	175,623.92
利潤および損失	
回収利息	8,887.10
賃貸料回収	6,935.23
雑収入回収金	2,234.31
合計	18,056.64
支払利息等諸税支払	1,415.53
諸税支払	2,182.63
運営支出	14,389.88
残高繰り入れ	68.60
合計	18,056.64

すべての預金、手形類および株主勘定にある株主の資産を預金者委員会に移管する。同委員会はこれらを清算(換金)し、旧銀行の資産に加え、預金者支払いのための回収金とする。この金は、預金者等債権者に最初に支払われる債権額の15%部分の支払に充てる。この株主勘定に関するものが第7表である。この勘定は「Trustee-proper-account(管財人財産勘定)」において管理された。

再建管財人は、これらの財産の買い手を探すために、元の所有者に声をかけたり、州一円に広告

第8表 株主勘定の収支

(単位ドル)

受 取	
預金(新銀行の株主預金の15%)	2,198.56
再建管財人の預金切捨て率85%のうちの63.9%をカバーする配当証書	7,387.05
保険回収分	196.88
手形および利息の回収分	4,232.68
賃貸料回収分	6,733.33
土地売却分(McGuire農場分)	15,520.80
合 計	36,269.30
支 出	
株主所有の土地の担保権に対する利息支払い	3,316
諸税	2,149
保険支払	116
記録、回収、通信等費用	160
農家訪問等の交通費等	43
借地関係支払要求	102
新建物その他付随物	913
弁護士裁判費用	243
担保農場の清算費用	750
McGuire農場のモーゲージ価値減少分	5,000
再建管財人勘定に移転された残金	23,478

を出したりしている。また、1936年6月18日にはArnold所在の劇場で競売を実施している。その後に残った資産、手形、株式等は、次の競売で売却された。

上記手続き等で得た手取り金は、10回にわたる預金者債権への配当に使われた。再び第6表を見られたい。1930年9月16日の時点で、銀行建物と什器の合計は15,000ドルとあるが、換金額は4689.36ドルであった。簿価では22,254ドルのその他不動産は、換金額が7,574.37ドルで相当な損失を負った。その結果、簿価のおよそ70%を実現した。1930年当時の不況下で、日々資産価値が低下している中では、実現割合が低すぎるという評価は酷かもしれない。

再建管財人報告書によると、旧銀行の債務者は協力的で、不況下で経済的苦境にある中でも、出来るだけのことはしたそうである。表4によると、Arnold State Bankの85%という預金切捨て率は、平均の60.1%を大きく上回っていたが、預金者等は最終的には69.315%の預金債権支払率

を実現できたということになり、プラン1の再建における平均支払率77.5%を若干下回る成績だったということができよう。

(2) プラン2およびプラン3について

－ Clay County Bank of EdgarとFarmers and Merchants Bank of Cerescoを事例⁸¹⁾に

表5、表9はそれぞれプラン2および3による再建状況を示したものである。先にも述べたように、プラン2および3は資本構成に欠損が生じている場合に採られる方法である。したがって、資本構成の変更が必要となってくる。Clay County Bankの場合、資本構成の変更の際して、30,000

ドルの不良資産等が償却された。うち、貸出等に相当する受取手形 (Bills Receivable) の項目で15,438.08ドルが償却されている。新資本構成の30,000ドルは他行小切手10,000ドル (Due from Banks)、現金3,652.70ドル (Cash) で、残りは株主自身の預金残高から支払われている。特別準備金 (Special Reserve) は再建計画に合意しなかった預金者が開業後に預金を引き出すための勘定で、株主によって新たに払い込まれた。プラン2では、預金者は開業後の預金払い戻しに制限が設けられる。この制限に関しても再建プランで合意される。Clay Countyの場合、完全な再建整理になるまでは、預金払い戻しは、開業後60日

表9 プラン3による州法銀行の再建 (4/30/1929 ~ 2/1/1933)

No.	銀行名	所在地 (city/ town)	創 立 月/日/年	営業停止 月/日/年	営業再開 月/日/年	再 建 期間日	営業停止時		
							資本金 (千ドル)	未処分利 益・剰余金	総預金額(A)
1	Union State Bank	Omaha	5/10/1917	8/15/1931	11/16/1931	91	200	46,171.93	1,355,349.80
2	Franklin County Bank	Hildreth	7/1/1889	8/19/1931	12/7/1931	96	20	5,329.13	296,871.66
3	Arapahoe State Bank	Arapahoe	10/1/1899	11/12/1931	2/9/1932	87	25	13,364.13	244,582.92
4	Elba State Bank	Elba	5/10/1898	11/20/1931	4/19/1932	149	10	7,924.66	91,327.35
5	First State Bank	Beaver	1/28/1904	11/20/1931	5/10/1932	170	20	20,000.00	238,890.78
6	Tyron State Bank	Tyron	11/3/1910	1/8/1932	5/31/1932	143	10	3,672.09	28,003.72
7	Nebraska State Bank	Bristow	10/15/1924	3/9/1932	6/18/1932	99	15	413.27	40,951.27
8	Farmers State Bank	Rising City	1/28/1904	1/18/1932	7/11/1932	173	30	8,855.66	266,370.83
9	Bank of Morse Bluffs	Morse Bluffs	6/27/1891	1/5/1932	8/4/1932	209	30	10,000.00	178,541.94
10	Farmers State Bank	Sargent	6/11/1910	2/1/1931	9/3/1932	577	25	37,844.19	249,006.67
11	Dalton State Bank	Dalton	8/19/1908	11/6/1931	9/8/1932	452	25	4,202.96	86,403.48
12	Farmers & Merchants	Ceresco	8/24/1911	12/19/1931	10/1/1932	282	15	11,605.68	188,040.74
	1行当たり平均					210.7	35.4	14,115.31	272,028.43

表9 プラン3による州法銀行の再建－続き (4/30/1929 ~ 2/1/1933)

No.	銀行名	預金放棄 総額 (B)	預金放 棄率 (B/A)	預金の払い戻し制限	新銀行			旧資産	新資産
					預金総額	資本金 (千ドル)	剰余金		
1	Union State Bank	101,951.42	10	60日以内=10%、60日 以降1月=5%	917562.86	200	45,499.62	1,808,136	1,205,767
2	Franklin County Bank	30,000.00	11	1月=1%	240,444.23	20	10,329.13	335,366	286,419
3	Arapahoe State Bank	105,291.16	45	30日以内=2%、1934 年以前=38%	98,167.31	25	864.13	308,561	133,150
4	Elba State Bank	40,594.12	39	1月=1%	50,062.05	10	2,500.00	128,076	50,062
5	First State Bank	80,699.98	34	1月=1%	122,674.48	30	404.51	342,936	170,497
6	Tyron State Bank			1月=1%	17,145.87	10	3,500.00	47,747	31,389
7	Nebraska State Bank	8,032.50	35	取締役による制限	14,917.50	15		78,998	
8	Farmers State Bank	86,140.32	46	1月=1%	100,045.04	30	6,000.00	355,544	146,614
9	Bank of Morse Bluffs	69,412.21	50	30日以内=10%、30日 以降1月=1%	69,412.21	30	399.16	225,712	105,379
10	Farmers State Bank	115,335.47	54	1月=1%	97,328.39	25	5,600.00	328,324	144,584
11	Dalton State Bank	8,744.60	13	30日以内=5%、30日 以降1月=1%	56,407.67	25	2,500.00	157,741	87,389
12	Farmers & Merchants	120,927.41	75	30日以内=10%、30日 以降1月=1%	48,537.00	20	100.00	237,793	76,333
	1行当たり平均	69,739.02	37.4		152,725.38	36.7	7,063.32	362,911	221,598

Source: Nebraska. *Incorporation Files of the Office of Secretary of State.*; RG013 Banking 568 *Liquidations/ Receiverships* BOX 1-23, Nebraska Department of Trade and Commerce documents held by Nebraska State Historical Society.

間は預金残高の5%、それ以降は月ごとに2%以内ということになっていた。制限期間中は預金に利子は付かない。完全操業が認められた後にはこの制限は取り除かれる。

表5にみるように、プラン2による再建は13行とあまり多くなかった。多くの場合、資本の毀損がはなはだしく、このプランが利用できなかったためだと考えられる。この手法はプラン1とプラン3との中間的手法、あるいは過渡的手法というものである。

プラン3はプラン1における預金者の協力を取り付ける点と、プラン2における預金払い戻しの制限を設ける点とを引き継いでいる。

Farmers and Merchants Bank of Cerescoは旧銀行では資本金15,000ドル、剰余金10,000ドル、未処分利益金1,605.68ドルから資本金が20,000ドルへと資本構成が変更されている(表9)。新資本金は現金払い込みで8,658.93ドル、要求払い預金から3,041.07ドル、定期預金から8,900ドル、貯蓄預金から2,400ドルが支払われている。検査報告書によれば営業停止時の預金総額は188,040.74ドルで発生利子を加えると、預金負債合計は191,964.29ドルであった。ここから相殺項目(預金者等の銀行に対する債務)の合計191,964.26ドルを差し引いた169,464.41ドルが、無保証預金の合計額となる。これから預金の切捨てが行われ、42,366.10ドルが凍結預金として新銀行の勘定に計上された。新銀行に移転される預金5,137.71ドルは保証預金(郡政府預金)である。未払いの小切手類1,033.19ドルも保証債務として新銀行に引き継がれる。これらは優先債務である。

プラン3では、不良資産等も新銀行に繰り入れられる。新銀行はこれを換金し未処分利益に計上する。この金から、まず預金の切捨て部分の弁済のために使われた残りが、株主の取り分になる。

預金の払い戻し制限は、開業後30日以内が10%以内、それ以後1月ごとに10%以内である。この計算の基準になる預金残高は営業停止時のものが使われる。

このプランは1932年中にもっとも頻繁に採用されたものである。預金者の払い戻し制限は銀行

によってまちまちである。表8によると1929年から1933年の間に12行がこの方法で再建を行っている。その平均の預金放棄率は37.4%で、このプランがプラン1同様預金者の負担が決して軽いものではないことを示している。プラン1に比較すると平均の再建期間(営業再開までの期間)が210.7日と2倍近くになっている。

(3) 小括

再建プランの時期的な採用状況を見ると、プラン1は1929年1930年、プラン2は1931年、プラン3は1932年にそれぞれもっとも多く採用されている。経済状況の悪化とともに、破綻銀行の財務状況が深刻になっていったために、プランごとの集中がみられたといえよう。

プラン1では、株主は新銀行の株を引き受けて銀行を再建することにより、清算の場合に徴収されて株主の二重責任額は回避されている。株主は銀行が支払可能になった後に、任意清算を行い再建にあたって支払った分を取り返すことができる。このプランでは、前にも述べたように不良債権から生じた損失は預金者が負担することになっているので、株主が同時に預金の大部分を占めるのではない限り、株主にとって有利なプランである。

プラン2では株主が預金者の犠牲において取得する利益はない。預金者は営業再開後の預金払い戻し制限を受けるだけである。このプランでは株主の二重責任は回避できない。

プラン3では株主の負担がもっとも重い。株主は新銀行株式の払い込みをするばかりでなく、不良債権等の換金による収入と株式配当金は、まず放棄預金と無保証債権の弁済のためにつかわれ、最後に残ったものがある場合だけ、これを受け取ることになっている。すべての損失を引き受けるという意味では、二重責任というより全責任というほうがふさわしいかも知れない。このプランでは、再建プランに同意しなかった預金者には全額支払われる。プラン2と3では、もしこれら株主が同時に預金者である場合、その預金額は新資本の支払いに流用することができる点は彼らにとっての利点である。プラン1ではこれが許されていない。

ネブラスカにおける銀行再建は、1921年1月1日から1933年4月30日までに、破綻した約500の銀行の内、76行が再建による営業再開を果たした。このうち43件は1929年4月30日以後の再建で、預金者の協力が可能となった後である。これまで述べたように、どの再建プランを選択するかは破綻時の財務状況に大きく依存していた。このような、再建プランがでてきた背景には州通商部が一貫して、各コミュニティにおける銀行施設の維持および預金者の保護を重点に置いた政策を遂行しよう試行錯誤していたからだともおられる。プラン1ではあまりにも株主が有利であった点をプラン2で修正して、両者のバランスを考えたものがプラン3ということになる。

こうした再建プランの展開は連邦の破産法に会社更生が正式に採用（1934年）される以前に、銀行の分野において、しかも州レベルで行われていた点は注目に値するであろう。いずれにしても、破綻銀行の再建に関する方法はこの時期にほぼ出そろったといえることができるであろう。

第5章 終りに

1930年代初期の銀行危機は、金融制度改革のためのニューディール諸立法を通じて、連邦に強大な権限を集中していく過程であった。第1に、銀行再建の過程で連邦の機関である金融復興公社（Reconstruction Financial Corporation）が国法銀行ばかりでなく州法銀行に対しても直接間接の融資を行い、州法銀行に対する連邦による道を開いたこと。第2に連邦預金保険公社の設立により、連銀非加盟の州法銀行に対しても、同公社が預金保険者としての直接の監督権限を発揮できる道を開いたことなどがあげられる。しかしそれは同時に、小規模の単店銀行制度を広範に延命させる作用を持っていた。州法銀行制度は、それまで各州が独自の方法でその制度を発展させてきた。ネブラスカ州に見られる銀行再建手続はまさにそれである。独自の発展を遂げてきた州法銀行制度は、さらなる銀行危機の中で、連邦による支援を不可欠のものとしつつ、州法に対する連邦による介入に道を開いていった。州法制度が単店銀行制

度を除いて、一気に同質化を進化させていくのがこの時期である。

だが他方で、最も激しい銀行破綻に見舞われた諸州で発展した再建手法は、洗練されつつ、その後の米国における破綻処理の諸手法の選択肢として受け継がれていったという面も忘れてはなるまい。とりわけ、州法預金保険制度が導入された諸州では、当該コミュニティの銀行施設消滅という事態を前にして、預金者株主その他債権者の協力のもと、銀行の再開を目指した。通貨監督官年次報告の1893年版には国法銀行のreorganizationについて言及されて、銀行再開の手法として採用できるようになったが、その後、1930年代になるまで、この手法による銀行再建は毎年1件ほどであった。州法銀行と違って、国法銀行の株主および債権者が、大きな割合の債権放棄をしてまで、当該銀行を再開させようという意欲が低かったということもあるかもしれない。州法銀行に比べてコミュニティとのコミットメントが希薄であったことも原因であろう。連邦預金保険制度を導入し、この制度を通して、銀行の再建整理および営業再開を目指すというやり方は、まさに、ネブラスカ州などの州法預金制度導入州で始まり、さまざまな経験の積み重ねを経たことが基礎となって、実現したものと考えられよう。

注

- 1) 杉山 (2001) pp.51-52.
- 2) US Board of Governors of the Federal Reserve System (1937) ,pp.907-909.
- 3) FDIC (1998) p.27.
- 4) Current Legislation Affecting the Reorganization and Regulation of Banks, *Columbia Law Review*, Vol. 34, No.1 (Jan., 1934) , pp. 152-160.
- 5) Ibid, pp.152-3.
- 6) Upham & Lamke [1934].
- 7) 高木 (1996) および工藤 (2014) 他多数。
- 8) 杉山 (2001) もこの分野の研究の不十分さについて言及している。
- 9) 小林 (2006) など。
- 10) 現在の連邦預金保険公社の銀行整理の手法および手続きについては、FDIC 1998 *Resolutions Handbook*

- <https://www.fdic.gov/bank/historical/reshandbook/>を参照されたい。
- 11) 黒羽 (2001) は不十分ながら、州法預金保険下の銀行整理の実態についてのケーススタディを行っている。
 - 12) Warburton (1959) .
 - 13) ネブラスカ州の銀行整理関連の資料は、ネブラスカ州立歴史協会の所蔵する政府関係文書 (RG13) の内の、州銀行局文書 (SG1-SG8) が主なものである。
 - 14) Clark (1918) Chapter I. § 5. Origin of Chancery Jurisdiction and Receivers - American Colonies, pp.7-14.
 - 15) Ibid.
 - 16) Nebraska Blue Book for 1899-1900, p.35. Nebraska Department of Banking (1900) p.15.
 - 17) Olson (1997) pp.79 & 92-94. *Laws of Nebraska* (Territorial) 1, 2, 3 Sessions 1854-57, p.80.
 - 18) Nebraska Department of Banking (1900) p.15.
 - 19) Olson (1997) pp. 92-93.
 - 20) Nebraska (1887) pp.25&141.
 - 21) Ibid.,p.148.
 - 22) Nebraska Department of Banking (1900) p.15.
 - 23) Nebraska State Banking Board (1896) , pp.5-6.
 - 24) Nebraska Department of Banking (1900) p.15.
 - 25) Laws of Nebraska, 1909,Chapter X, p.66.
 - 26) Laws of Nebraska, 1911,Chapter VIII.
 - 27) Laws Resolutions and Memorials, Passed by the Legislature of the State of Nebraska, 38th-40th Sessions, 1919-21, Chapter 307, p.965.
 - 28) 詳しくは黒羽 (1996)、(1995)、(1994) を参照されたい。
 - 29) *State of Nebraska Banking Laws, 1922-23*, pp.20-22.
 - 30) Ibid, p.33.
 - 31) 債務証券の一種で、保証基金委員会を通じて金融機関等に売り出された。
 - 32) *Banking Law of the State of Nebraska with amendments, 1897*, pp.66-67.
 - 33) *State of Nebraska Banking Laws, 1922-23*, Sections, 8030-8031.
 - 34) *Ibid*, Sec. 8031.
 - 35) *Ibid*.
 - 36) 「銀行のすべての株主は、その銀行株式の額面価格での持分の程度に応じて、その銀行のあらゆる契約、負債、義務に対して平等にかつ均分に各々の責任を負わなければならない (国法銀行法Sec.5151)」というもので、最大持分金額の2倍までの債務者責任を被るという慣行である。詳しくは黒羽 (2003) を参照されたい。
 - 37) 同州の銀行清算関係の文書によりその経緯をたどると、株主が二重責任を果たしたケースはごく少数であった (NSHS -RG13, SG8, S2 Receivers' Administration Records, 1921-1950)。
 - 38) 当時の銀行株主は、しばしば銀行法の制限を超えて多額の借り入れを行っていた。
 - 39) Sec. 18 of Session Laws Forty-Second Session Nebraska State Legislature, *State of Nebraska Banking Laws 1923*, pp. 41-42.
 - 40) Sec. 20, *Ibid*, pp.42-43.
 - 41) Sec. 32, *Ibid*, pp. 50-51.
 - 42) Sec. 25, *Ibid*, p. 46.
 - 43) Sec. 6-9, Banking Laws of the State of Nebraska in Force March 30, 1911, pp.168-69.
 - 44) Sec. 9, *Ibid*., pp.37-38.
 - 45) ネブラスカ州銀行局年報は第1回の1892年から第27回の1918年まで州銀行委員会 (Banking Board) により発刊されていたが、1919年以降年次報告書は隔年次報告書となり第28回以降は通商部銀行局 (Bureau of Banking Department of Trade and Commerce) により発刊されるようになった。
 - 46) Sec. 7982, Article XVII, Part III Civil Administration Code Compiled Statutes of Nebraska 1922, 1923 Session Laws, *State of Nebraska Banking Laws*, p.3.
 - 47) Sec. 1, Session Laws Forty-Second Session Nebraska Legislature (House Roll 272) , *Ibid*., p.33.
 - 48) 8-111, Chapter 8 Banks and Banking, Compiled Statutes of Nebraska 1929,pp.106-107.
 - 49) Sections 5-10, Banking Laws of the State of Nebraska in Force March 30, 1911, pp. 168-170.
 - 50) R.S. 1913, 289; 1919 p.688; Sec. 7988, Article XVII Banks, *Compiles Statutes of the State of Nebraska 1922*, p.7988.
 - 51) 1909 p.71; Ann. 3711; Comp. 716; R.S. 1913, 291; 1919 p.689; 1921 p.1001; Sec. 7991, *Ibid*., p.2474.
 - 52) Heller (1990) , pp.221-23.
 - 53) *Ibid*., pp. 223-35.
 - 54) *Ibid*.
 - 55) *Ibid*.
 - 56) *Ibid*.
 - 57) *Ibid*.& 8-171 ~ 8-177,C. S. Supp. 1933.
 - 58) 8-101,8-105 ~ 11, Compiled Statutes of Nebraska 1929.それぞれ第8章第101条、第8章第105条~110条を表す。以下ことわらない限り、同様の表記を行う。1929年版以降の州制定法集がこの表記法を使用している。
 - 59) 8-116, *Ibid*.
 - 60) 8-170, *Ibid*.

- 61) 8-169,181&197, *Ibid.*
- 62) ネブラスカ州銀行家協会による強力な廃止運動が、これを改正する力となったようである。Haller(1990), pp. 239-242.
- 63) Nebraska Bank Investigation Committee (1935), pp.R-35-R-37. Kilbuck (1939) p.57.
- 64) 8-181, *Ibid. Report of House Sub-Committee on Guaranty Fund Commission* (45th Session,1929)によると、1929年には、株主責任の未徴収額は簿価で6百万ドル、実際の徴収額は60万ドルに止まっていて、これを追求できない状況であったこともこの改正の背景となっている。
- 65) 8-1,120 Insolvent Bank, Restoration to Solvency, Reorganization. *Legislature of Nebraska 1933*, Ch. 18, pp.158-159.
- 66) 8-1,121 Insolvent Banks, Reopening for Limited Business, New Deposits Trust Funds, *Ibid.*
- 67) Note under 8-1,134, *1933 Cumulative Supplement to Compiled Statutes of Nebraska 1929* (C.S. Supp. 1933) .
- 68) 基本的には8-181, C.S. 1929に基づく手続きである。この規定では、預金者および無担保債権者の債権額の85%以上が銀行の再建と預金切捨てに賛同している場合に、州通商部が当該銀行の再建を再建執行者(reorganizer)に引き渡すという内容である。
- 69) Sec. 8031, C. S. 1922, p.2487.
- 70) 以下は、ネブラスカ州歴史協会が管理する「州政府文書」の一部として保管されている「ネブラスカ州銀行局銀行再建関係財務諸表綴 (RG13SG8)」の分析の一部である。文書は銀行ごとにフォルダーに納められ、整理の期間及び方法が分かるようになっている。
- 71) Bureau of Banking (1929 & 1931) , p. XXIX & p. XXX.
- 72) 8-145, C.S. 1929, p.112.
- 73) NSHS (1922)RG13SG8 Liquidations and Receiverships S1 Administration SSI Administrative Correspondence, 1922-1954.
- 74) 短期の運転資金貸付。通常、農民が種、肥料、その他の生産に必要なものを購入するため季節的な借入をする場合に、この方法をとった。20世紀初頭、商業銀行では短期の貸付のみを行っていたので、自己清算貸付という資本貸付の方法は最も一般的に行われていた。
- 75) 本節以下で取り上げる事例はすべて、ネブラスカ州歴史協会所蔵ネブラスカ州金融銀行庁資料『清算・管財』に基づいたものである。この資料は銀行ごとに1つないし2つのフォルダーに納められており、交付免許証および検査記録、裁判記録、書簡類、議事録、清算、合併、免許替、再建整理報告書からなっている。RG013 Banking 568, *Liquidations/ Receiverships* BOX 1-24, Nebraska State Banking Department documents held by Nebraska State Historical Society.
- 76) Nebraska (1930) Blue Book, p.333.
- 77) 1番のFarmers & Merchants of Elginの再建手続きはこの資料に付けられた調査期間に含まれていないが、同じファイルに分類されていた関係で表6に掲載した。
- 78) 以下断りのない限り、同行に関する記述は、“NSHS. RG13SG8S3B9 Reorganization papers, Arnold State Bank Nebraska 1930-1936”につづられた書簡、検査報告、預金者委員会資料等による。
- 79) 預金者委員会は3から5人のメンバーで構成される。預金者総会で選出されたこれらの委員は、州通商庁に届け出て承認を受ける。この人々は破綻銀行の大口預金者ではあるが、銀行の借り手、株主、従業員、不動産業者、弁護士であってはならない。農民などが選出されることが多い。預金者委員会は不良債権等をTrustee勘定に移す。これらは切り捨て預金を弁済するために、換金されて支払われる金である。この換金の作業は、預金者委員会によって選出されたTrusteeによって行われる。このひとは、預金者委員会のメンバーではないが、預金者委員会の指導監督の下に行動する。
- 80) Trusteeは預金者委員によって選任される預金者委員以外の人物で、預金者委員会の指導の下に、預金者および無担保債権者のために働く。Trustee勘定に繰り入れられた不良債権等は、換金されて預金者および無担保債権者への支払の原資となる。
- 81) “Reorganization papers Clay County Bank of Edgar,” “Reorganization papers Farmers & Merchant Bank of Ceresco,” NSHS.RG13SG8S3. 紙幅の関係で再建の概要を示すにとどめた。

参考文献一覧

Government Records

- Nebraska : State Banking Board. 1892 ~ 1918. Report of the State Banking Board of the Condition of the State and Private Banks. Lincoln, Nebraska.
- Bureau of Banking. 1919 ~ 1931. Report of the Department of Trade and Commerce. Lincoln, Nebraska.
- Department of Banking. 1933 ~ 1945. Report of the Department of Banking. Lincoln, Nebraska.
- Shallenberger, A.C. 1930. Final Report of the Banking Investigation beginning May 2 1929 and ending August 1st, 1930, authorized by House Roll No 585.

Federal : FDIC (Federal Deposits Insurance Corporation).
 1998 Resolutions Handbook,
<https://www.fdic.gov/bank/historical/reshandbook/>.
 FDIC. 1998 A Brief History of Deposit Insurance in
 the United States. Prepared for the International
 Conference on Deposit Insurance Washington, DC.
 September 1998.
 OCC (Office of Comptroller of the Currency) .
 Annual Report. various years. GPO: Washington.
 US Committee on Banking And Currency House
 of Representatives. 1958. Federal Reserve Act,
 1913 ; McFadden Act, 1927 ; Banking Act of 1933 ;
 Banking Act of 1935 ; Bank Holding Company Act,
 1956. GPO: Washington.

Liquidation, "*Columbia Law Review*, Vol. 34, No. 5
 (May, 1934) , pp. 917-931.

“Liability for Receivership Expenses, "*Harvard Law
 Review*, Vol. 21, No. 7 (May, 1908) , pp. 529-530.

“Receivers: Cost of Receivership Instituted at Suit of
 General Creditors When Mortgage Creditors Get
 All Proceeds of Sale of Property, "*Michigan Law
 Review*, Vol. 28, No.4 (Feb., 1930) , pp.465-66.

“State Taxation of Assets Held by Receivers of
 Insolvent Banks, "*Yale Law Journal*, Vol. 43, No. 2
 (Dec., 1933) , pp.348-351.

Books and Articles

Clark, Ralph E. 1918. *A Treatise on the Law and Practice
 of Receivers*, Volumes I & II, Cincinnati.

黒羽雅子 (2001) 「アメリカにおける破綻州法銀行の再建
 - 1933年金融銀行法以前のネブラスカ州を事例に -」
 石井・杉山編『金融危機と地方銀行-戦間期の分析』
 東京大学出版会、495 - 518 ページ。

工藤敏隆 (2014a) 「アメリカ倒産法における管財機関の
 生成と信託理論 (1)」『慶應法学』28、135 - 170 ページ、
 2014年2月。

工藤敏隆 (2014b) 「アメリカ倒産法における管財機関の
 生成と信託理論 (2・完)」『慶應法学』29、325 - 349
 ページ、2014年4月

Marin, Matej& Razvan Vlahu 2012. *The Economics
 of Bank Bankruptcy Law*. Springer-Verlag: Berlin
 Heidelberg.

Miner, Julius H.1934.*Treatise on the law of bank
 receivership and stockholders' liability in Illinois*,
 Chicago.

Parker, David C. 2011. Closing a Failed Bank:
 Resolution Practices and Procedures, International
 Monetary Fund.

杉山和雄 (2001) 「休業銀行監理法の制定問題」石井・杉
 山編『金融危機と地方銀行-戦間期の分析』東京大学
 出版会、51 - 76 ページ。

Skeel, David A Jr. 2014 *Debt's Dominion : a History of
 Bankruptcy Law in America*. Princeton University
 Press.

高木新二郎(1996)『アメリカ連邦倒産法』商事法務研究会。

Law Reviews

“Constitutional Law. Banks and Banking. Liquidation
 of Depositors' Guarantee Fund, "*Columbia Law
 Review*, Vol. 33, No. 4 (Apr., 1933) , pp. 736-738.

“Some Litigation Incident to the Bank of United States